福島県最低賃金の引き上げと早期発効及び 中小・地場企業に対する支援策等の強化を求める意見書

最低賃金制度により、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額が法律により保障されている。そして、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金が決定されている。

政府は、2013年の「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」で引上げの意向を示し、2016年6月には「毎年年率3%程度を目途として引き上げ全国加重平均1000円を目指す」具体的金額を閣議決定した。

現在の福島県最低賃金は「時間額772円」だが、政府の目標金額とは程遠く、また、全国でも31位の低位にある。このような全国水準との乖離是正は、県内の労働者・生活者のセーフティーネット強化や内需拡大はもとより、県内の人手不足解消、生産年令人口流出の抑制に効果があることは明らかである。

よって、本白河市議会は福島県の一層の発展をはかるため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金及び中小・地場企業に対する支援策等の強化に関する、次の事項について強く要望する。

- 1. 福島県最低賃金については、政府が掲げる「毎年年率3%程度を目途に引き上げ、 全国平均で1000円を目指す」との方針に沿って、相応の引き上げを行うこと。
- 2. 福島県内の労働力確保、人口流失抑制・防止を見据えた金額とすること。
- 3. 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
- 4. 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月15日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様 厚生労働大臣 根 本 匠 様 福島労働局長 森 戸 和 美 様

白河市議会議長

筒 井 孝 充